

令和8年3月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金の運用に係る特例措置について

庄原市役所 総務部 管財課

表題のことについて、当市では、技能労働者の確保・育成には適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であり、就労条件の改善等を通じて若年層の建設業への入職が推進されるよう、令和8年3月から適用する機械設備工事積算に係わる標準賃金を早期反映する措置を定めました。

については、下記の内容をよく確認し、対象となる機械設備工事がある場合には、期限までに変更協議の申請を行ってください。

記

1. 特例措置の対象案件について

令和8年3月1日以降に契約を締結した機械設備工事のうち、旧労務単価(令和8年3月1日に適用された新労務単価より前の労務単価。)を適用し、庄原市側で工事金額を算定した案件。(入札案件、随意契約案件の別は問いません。)

2. 変更協議の申請について

①変更協議申請先…各案件の工事担当部署とします。(別紙の請求様式をご利用ください。)

②変更協議の申請期限…契約締結日から1ヶ月以内(1ヶ月を経過する日が工期の末日まで20日に満たない場合は工期の末日の20日前まで)

※期間に十分余裕をもって申請ください。

3. 特例措置の内容等について

変更協議の申請を受けた工事について、各工事担当部署にて内容を確認・検討し、下記の算定式にて請負金額を変更します。ただし、申請工事の検討結果によっては、請負金額を変更しないこともあります。

算定式：変更後の請負金額＝現在の請負金額÷当初積算額×新単価による積算額

※端数等は調整します。

4. 関連事項

本特例措置は、技能労働者への適切な賃金水準を確保することを目的として行うものです。この主旨に鑑み、各社での適切な対応をお願いいたします。

不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

庄原市役所 総務部 管財課 契約係

TEL 0824-73-1203(直通)

E-Mail:keiyaku@city.shobara.lg.jp